

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置については、特例措置の期間の延長を行うとともに、合併により広域化・多様化した合併市町村特有の財政需要をかんがみ、適切な財政措置を講じること。
2. 合併特例債については、公共施設の維持補修等、新たな地域課題に対応できるよう、充当範囲の拡大を図るとともに、現下の建設事情を取り巻く状況にかんがみ、特例期間を延長すること。